

2025 年 8 月 7 日

学校法人自治医科大学との「遺贈寄附に関する連携協定」の締結について

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、このたび、学校法人自治医科大学（理事長 大石 利雄）と「遺贈寄附に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本締結により、「自身の遺産を学校法人自治医科大学のために役立てたい」と希望されているお客さまに対し、遺言書作成のコンサルティングを行う「遺言信託」のサービスを活用することで、遺贈寄附として、お客さまの想いを「かたち」にいたします。

当行は、今後も多様化する資産承継ニーズにお応えできるよう、より付加価値の高いサービスの提供に努めるとともに、“地域と共に生きる”銀行として、地域社会・地域経済への更なる貢献を目指してまいります。

記

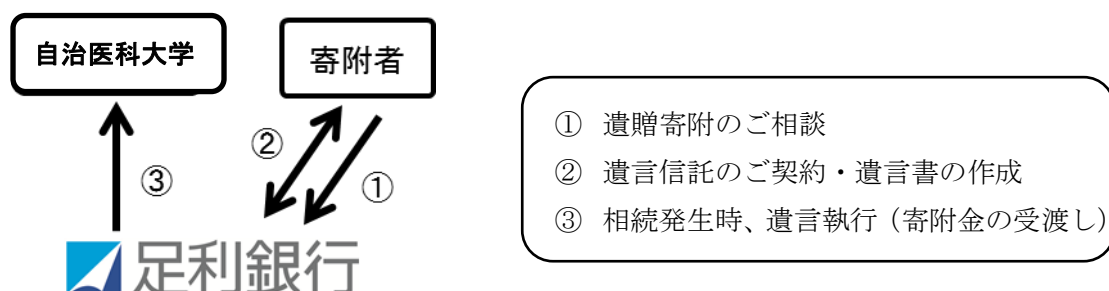
1. 協定締結の目的

本協定は、当行が取り扱う「遺言信託」のスキーム※を活用し、学校法人自治医科大学への遺贈寄附による社会貢献を希望されるお客さまのニーズにお応えすることを目的としています。

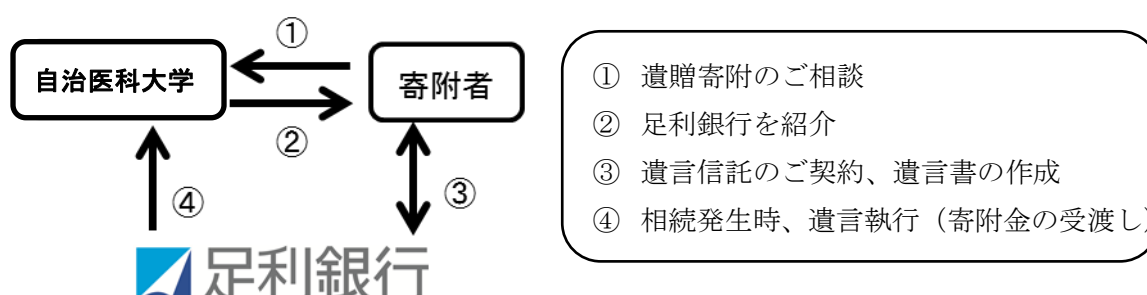
※あしぎん「遺言信託」の詳細については、[当行ホームページ](#)をご覧ください。

2. 遺贈寄附の流れ

【足利銀行へ遺贈寄附をご相談された場合】



【学校法人自治医科大学へ遺贈寄附をご相談された場合】



3. 締結日

2025 年 8 月 1 日（金）

以 上